

公募型見積合わせによる市有財産の売払いについて（公告）

市有財産の売払いについて、次のとおり公募型見積合わせを行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に準じ公告します。

令和8年10月9日

魚 沼 市 長 内 田 幹 夫

1. 売払い物件について

(1) 物件の表示 ※ 物件の詳細については添付資料（車検証）をご覧ください。

物件番号	物件名 （車名/車体の形状/品名等）	自動車登録番号 /車台番号	初度登録	車検満了日	駆動方式	走行距離/ 使用時間	最低見積価格 （税込）
R8-4	ヤンマー/防災用発電装置・25KVA/AUTOPACK	AP45A/ 5YC1229	-	-	—		¥99,000
R8-5	デンヨー/発電機・5KVA/ES	DCA-6ESX/ 3761305	-	-	—		¥49,500
R8-6	マツダ/消防車/ボンゴ・バン	長岡88 す 511/ SS88M700538	H10. 9	R8. 9	P4W	13022km	¥33,000
R8-7	マツダ/消防車/ボンゴ・バン	長岡800 さ 576/ SK82M100238	H11. 11	R9. 11	P4W	7602km	¥55,000
R8-8	ニッサン/消防車/パネット・バン	長岡800 さ 2445/ SK82MN101590	H13. 11	R9. 11	P4W	8724km	¥55,000
R8-9	三菱/バン/ミニキャブバン	長岡480 い 7228/ U62V-1104467	H18. 7	R8. 7	P4W	128117km	¥29,700

(2) 売払い条件

引き渡し後、指定する艀装品類（文字、警光灯、紋章、電子機器、他）を全て撤去または消去すること。

(3) 注意事項

- ① 上記物件は全て未点検、及び未整備であるため、正常作動についての保証はできません。また、現状有姿のまま譲渡します。よって整備状態及び付属品等の欠品についての保証はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ② 最高額見積者は、令和8年11月30日（月）までに物件所在地から搬出してください。
- ③ 上記物件について、市の説明不足等による隠れた瑕疵が発見されても、市は責任を負いませんのであらかじめご了承ください。
- ④ 落札後のトラブルを防止するため、車両見学会で必ず物件の確認をしたうえで見積書を提出してください。

2. 見積合わせに参加する者に必要な資格

(1) 魚沼市内に住所を有する個人・団体又は本店を有する法人であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、未成年者、被補佐人及び被補助人等）及び破産者で復権を得ていない者。
- ② 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者。
 - ア. 魚沼市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ. 魚沼市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ. 落札者が魚沼市と契約を締結すること又は魚沼市との契約者が契約を履行することを妨げた者。

- ホ. 正当な理由なくして魚沼市との契約を履行しなかった者。

本公告に記載の全ての事項に承認いただいたうえで、提出ください。

- (2) 提出先 魚沼市役所 総務政策部 管財課 管財係 (本庁舎2階)

- ① 見積書（別紙様式1）

- イ. 見積り金額は、消費税相当額を含めた額としてください。

- ② 身分証明書

7. 個人の場合…運転免許証又はマイナンバーカード等の身分証の写し

- イ. 団体の場合・・・規約の写し(規約がない場合は個人での申込となります)

- ウ. 法人の場合…法人登記事項証明書(コピー可)

- #### (4) 提出方法

※ 次の書類を上記提出先にご持参ください。

- ① 見積書（別紙様式1）

7. 見積書（別紙様式1）は封筒に入れ、密封した状態で提出してください。

4. 上記封筒の表面には、決定日、件名、見積者（氏名又は商号又は名称）を記載し、裏面は封印してください。（下記、封筒記載例参照。）

- ② 身分証明書

- ・ 上記の封筒に入れずに、単独でお持ちください。（確認時に提示してください）

- ### (5) 注意事項

- ・ 決定日以降は、提出された見積書の電話番号（連絡先）に常に連絡がつく体制での対応をお願いします。なお、連絡がつかないなどの場合、辞退したものとみなす場合がありますのでご了承ください。

決定日 令和8年11月10日
件名 令和8年10月9日 公告 公募型見積合わせ
見積者 ○○太郎、○○商店、○○商事などを記載

見 積 書 在 中

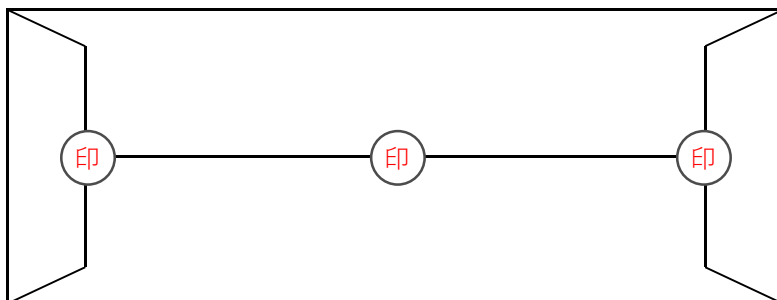
(表面)

決定日 令和8年11月10日
件 名 令和8年10月9日 公告 公募型見積合わせ
見積者 ○○太郎、○○商店、○○商事などを記載

← 氏名又は商号又は名称を記載してください。

見 積 書 在 中

← 赤い字で[見積書在中]と書いてください。



(裏面)

← 印は認印でよい。

4. 物件の確認（見学会）

- ・ 見学会の会場等

物件番号	見学日	受付(見学)時間	会 場
R8-4	10月26日(月)	9:30 ～ 10:15	旧堀之内企業庁舎（根小屋 2276）
R8-5	10月26日(月)	9:30 ～ 10:15	旧堀之内企業庁舎（根小屋 2276）
R8-6	10月26日(月)	9:30 ～ 10:15	旧堀之内企業庁舎（根小屋 2276）
R8-7	10月26日(月)	9:30 ～ 10:15	旧堀之内企業庁舎（根小屋 2276）
R8-8	10月26日(月)	9:30 ～ 10:15	旧堀之内企業庁舎（根小屋 2276）
R8-9	10月26日(月)	9:30 ～ 10:15	旧堀之内企業庁舎（根小屋 2276）

※ 上記時間内に会場にお集まりください。受付した方全員の見学が終わり次第終了となります。なお、上記以外の日時は対応できかねますのでご了承ください。

※ 見学会に参加せずに見積書を提出する場合も、見学会における説明事項を了知し、当該物件を確認しているものとみなします。

※ エンジン始動等を確認したい場合は、その作業に必要な機材を見学会参加者においてご用意ください。

5. 見積書の開封、採用、結果の通知

(1) 開封日（決定日）

- ・ 令和8年11月10日(火) に、非公開にて一斉開封します。

(2) 採用（決定方法）

- ① 上記 3. (1)の受付期間内に提出のあった有効な見積書のうち、最も高い価格の見積書（最高額見積者）を採用とします。
- ② 最高額見積者が複数となった場合、日程を調整後に参集いただき、抽選にて決定とします。

(3) 採用（決定）等の通知

- ① 見積参加者のうち、最高額見積者には、11月11日(水) までに連絡します。
- ② 決定日から7日以内に電話連絡先に連絡先が見つからない場合は、辞退したものとみなします。その場合、次に高い価格で見積もった方を採用（決定者）とします。
- ③ 決定日から8日を経過しても契約等に関する連絡（通知）がない場合は、採用（決定者）に至らなかったものとご理解下さい。なお、当該見積合わせの結果につきましては、魚沼市役所本庁舎 2 階の情報公開コーナーにおいて公表しています。

6. 無効の見積書

次のいずれかに該当する見積書は無効とします。

- (1) 見積参加者に必要な資格のない者が作成したもの
- (2) 最低見積価格を下回る見積金額の記載されたもの
- (3) 記名押印がないもの
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの
- (5) 郵便、電報、電話、ファックス等によるもの
- (6) 見積に際して不正の行為があったと認められるもの
- (7) その他必要事項を確認できないもの

7. 見積書の撤回等

- ・ 提出済みの見積書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

8. 契約の締結及び売買代金の支払い

- (1) 最高見積額が 10万円以上の物件は、決定日から 7日以内に市有財産売買契約書により売買契約を締結します。
- (2) 市が発行する納入通知書により指定期日までに、売買代金の全額を納付してください。

- (3) 売買代金の納付が特別の理由無く遅延した場合、購入の意志がないと認め、見積書の採用を撤回させていただく場合がありますので予めご承知おきください。その場合、次に高い価格で見積もった方を決定者とします。

9. 所有権の移転、名義変更及び抹消登録

- (1) 物件の所有権は、当該代金の支払いが完了したときに移転します。
- (2) 購入した物件が車両の場合は、速やかに、車検証の名義変更または抹消登録をしてください。用途が「特殊」となっている場合もそのまま引き渡しますので、自家用車として使用する場合は構造変更手続が必要となりますのでご注意ください。
- (3) 上記手続に要する一切の費用は、購入者の負担とします。また、変更後は自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写しを提出してください。

10. その他

- (1) 購入物件の引渡しは、売買代金納付後に「4. 物件の確認（見学会）会場」において行います。なお、引渡し時には、代金の領収書を提示してください。
- (2) 物件の運搬等に係る一切の費用は、購入者の負担とします。
- (3) 引渡し後の物件の管理及び形状の変更等にかかる一切の費用は、購入者が全責任を負うものとします。
- (4) 物件の引渡し後に車体に記載の施設名、補助事業名等の文字、表示を全て消去してください。また、消防車両等においては文字、表示の消去のほか、赤色警光灯、電子サイレンアンブ関係一式、モーターサイレン及び消防章も取り外してください。なお、消去及び取り外ししたことが確認できる写真として施工前と施工後の写真を速やかに提出してください。
- (5) 所有権移転の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことができない理由により、売買（売払い）物件の滅失、毀損等の損害が発生した場合、その損害については、最高額見積者（決定者）の負担となります。
- (6) 全ての手続きが完了するまでは、運行及び転売はしないでください。
- (7) 見積り合わせの結果は、本庁舎2階の情報公開コーナーで公開します。

お問い合わせ先

魚沼市 総務政策部 管財課 管財係
〒946-8601 魚沼市小出島910番地 本庁舎2階
TEL 025-792-9211/FAX 025-792-9500